

令和6年度 第1回 冷凍空調規格委員会

1. 日 時 : 令和6年4月26日(金) 13:10 ~ 16:00
2. 場 所 : WEBでの開催
3. 議 題 :
 - (1) 技術基準整備3ヶ年計画(令和6~8年度)(案)について【審議】
 - (2) KHKSの改正について
 - 1) 保安検査基準(KHKS 0850-4)及び定期自主検査指針(KHKS 1850-4)の改正について【報告】
 - 2) 冷凍空調装置の施設基準(フルオロカーボン、二酸化炭素の施設編) KHKS0302-1の改正について【審議】
 - 3) 冷凍空調装置の施設基準(フルオロカーボン(不活性のものに限る。)) 冷凍能力20トン未満の施設編) KHKS0302-2の改正について【審議】
 - 4) 冷凍空調装置の施設基準(特定不活性ガスの施設編) KHKS0302-5の改正について【審議】
 - (3) 今後の予定について

なお、以下の点にご留意下さい。

オブザーバーとしてのご出席を希望される方は、氏名、職業、連絡先(電話番号及びFAX番号)を必ず明記のうえ、令和6年4月23日(火)までに下記連絡先まで、FAX又はe-mailにてご登録ください。(ご登録頂いた情報は、当委員会の運営(事務連絡等)のため必要な範囲においてのみ使用致します。)

ご登録は先着順で受け付けさせていただきます。また、委員会に参加される全ての方(オブザーバーを含む。)には、委員等倫理心得(次頁参照)の遵守を求めます。傍聴を希望される方は、この点をご留意頂きますようお願いいたします。

お問い合わせ先：保安技術部門 宮下

TEL：03-3436-6103

FAX：03-3438-4163

e-mail：hpg@khk.or.jp

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

（専門性の保持）

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

（中立性の確保）

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

（秘密保持義務等）

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

（品位の保持）

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。

以上